

教職課程について

教育職員免許法（以下「免許法」という）によって定められている免許状授与の所要資格を得させるための課程が教職課程です。本学では教職課程に関する事項を「麻布大学教職課程に関する規程」（以下「教職規程」という。）に定めています。

教育職員免許制度は教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的として設けられたものです。教職課程を履修しようとする者は、教員の責任の重さと重要性を自覚し、自己の教員適応性を充分認識した上で必要な科目の修得に努めなければなりません。

従って、教職課程を履修しようとする者は、教職課程について熟読し、履修上の諸注意を充分理解した上で、履修登録の手続きを行うことが必要です。

1. 免許状の種類

取得できる免許状は、一種免許状（中学校・高等学校）及び専修免許状（中学校・高等学校）で、学科、専攻により取得できる免許状の教科の種類は次のとおりです。

(1) 獣医学部

獣医学科

- 中学校教諭一種免許状（理科）
- 高等学校教諭一種免許状（理科）
- 高等学校教諭一種免許状（農業）

動物応用科学科

- 中学校教諭一種免許状（理科）
- 高等学校教諭一種免許状（理科）
- 高等学校教諭一種免許状（農業）

(2) 生命・環境科学部

臨床検査技術学科

- 中学校教諭一種免許状（理科）
- 高等学校教諭一種免許状（理科）

食品生命科学科

- 中学校教諭一種免許状（理科）
- 高等学校教諭一種免許状（理科）

環境科学科

- 中学校教諭一種免許状（理科）
- 高等学校教諭一種免許状（理科）

(3) 獣医学研究科

獣医学専攻

- 中学校教諭専修免許状（理科）
- 高等学校教諭専修免許状（理科）

動物応用科学専攻

- 中学校教諭専修免許状（理科）
- 高等学校教諭専修免許状（理科）

(4) 環境保健学研究科

環境保健科学専攻

- 中学校教諭専修免許状（理科）
- 高等学校教諭専修免許状（理科）

2. 基礎資格と必要単位数

教育職員免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数は、教職規程別表第1の1、1の2のとおりです。

3. 教職課程の授業科目

本学における教職課程の授業科目及び単位数は、教職規程別表第2、別表第3及び別表第4に示したとおりです。

授業科目の履修は、各学科の専門教育内容から取得できる免許状の種類により、教科では理科及び農業で、学校種では中学校教諭と高等学校教諭に区分されています。また、教職課程の授業科目と修得単位数及び「介護等の体験」実施等により、中学校と高等学校の免許状を同時に取得する「中学高校コース」と高等学校の免許状のみを取得する「高校コース」に区分されています。

(1) 教科に関する科目

施行規則に定める科目に該当する科目を各学科別に教職規程別表第2の1から別表第2の7に記載した授業科目を選択し、それぞれ1単位以上合計20単位上を修得すること。

教職規程別表第2の1から別表第2の7に記載したように「教科に関する科目」は各学科の授業科目に含まれているが、教職規程別表第2の1（理科）及び別表第2の3（理科）に該当する「物理学実験」、「地学」及び「地学実験」、教職規程別表第2の2（農業）に該当する「職業指導」は、教職課程で開講するものを履修すること。

(2) 教職に関する科目

教職に関する授業科目は、中学高校コース又は高校コース別に教職規程別表第3に記載した授業科目を履修すること。

中学高校コースは合計37単位、高校コースは合計29単位修得すること。

(3) 教科又は教職に関する科目

「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は中学免許状8単位、高等学校免許状16単位です。本学では各学科の教科に関する科目及び教職に関する科目を履修することにより、自動的にこの科目の修得単位として認定する。

(4) 省令第66条の6で定める科目

省令第66条の6に定める科目に該当する科目を各学科別に教職課程に関する規程別表第4に記載した授業科目を選択し、それぞれ2単位合計8単位を修得すること。

教職規程別表第4に記載したように「省令第66条の6で定める科目」は各学科の正課科目に含まれているので、当該授業科目を履修し、単位を修得すること。

4. 教職課程の履修

(1) 履修登録

教職課程の登録手続きは、原則として1年次とし、4月中旬頃までに履修登録を行う。

履修登録の申込みは、所定の「教職課程履修願」と免許状の種類により下表の教職課程特別受講料を添えて、教務課に申し込むこと。

ただし、専修免許状については、特別受講料は徴収しない。

教職課程特別受講料

	免許状の種類	受講料
学	中学高校コース	30,000円
部	高校コース	20,000円

※ただし、教育実習については、別途実費を徴収することがある。

(2) 履修科目

教職課程カリキュラムを参照のうえ、各学年で配当されている科目についてはその当該年度で修得すること。

特に、各学科で開講されている授業科目のうち、教職課程履修に係わる選択科目の履修登録には注意をすること。

(3) 入学前の既修得単位の認定等

他の大学又は短期大学で入学前に履修した教職課程の授業科目の修得した単位は、本学の教職課程で定められた科目の単位に含めることができる。

ただし、入学する前の大学が短期大学である場合は、「教科に関する科目」については10単位、「教職に関する科目」の「教育の基礎理論に関する科目」及び「教職課程及び指導法に関する科目」についてはそれぞれ4単位まで充当することができる。ただし、入学前に単位を修得した大学又は短期大学が教職課程の認定を受けていることが条件です。

5. 教育実習

教育実習は、麻布大学教育実習要領によって行いますが、事前に「教育実習指導」を受講することが必要です。詳しいことは「麻布大学教育実習実施要領」を熟読すること。

6. 介護等体験

免許法の改正により、1998年4月から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の取得のために、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）（2日間）及び社会福祉施設における介護等の体験（5日間）が義務づけられました。詳しいことは「介護等体験について」を熟読すること。

麻布大学教育実習実施要領

この教育実習実施要領は、麻布大学教職課程に関する規程第4条第4項に基づき、教育実習を履修するために必要な事項について定める。

1. 教育実習の科目と受講コース

教育実習科目は、教育実習指導（教育実習の事前及び事後の指導：1単位）、教育実習Ⅰ（2単位）及び教育実習Ⅱ（2単位）の科目がある。これらの科目のうち中学高校コース受講生は、教育実習指導、教育実習Ⅰ及び教育実習Ⅱを履修し、高校コース受講生は、教育実習指導及び教育実習Ⅰを履修する。

2. 教育実習の受講資格

- ・教育実習Ⅰ及びⅡ：4年次以上の学生で、「教職に関する科目（教育実習及び教育実践演習（中・高）を除く）」の全ての単位を修得し、教育実習指導（教育実習に係る事前の指導）を受講した者。

3. 教育実習の期間と実施時期

- (1) 教育実習Ⅰ（2単位）及び教育実習Ⅱ（2単位）の実習期間はそれぞれ原則2週間行う。
- (2) 教育実習Ⅰの実施時期は、原則として6月に行う。ただし、中学高校コースの場合の教育実習（Ⅰ及びⅡ）については、6. 教育実習の実施（2）教育実習の方法別の中学高校コースを参照し、実習校と相談して決定する。

4. 教育実習校の決定

- (1) 教育実習を行う者は、実習を行う前年度の4月までに実習を希望する実習校の内諾を得ること。
- (2) 教育実習Ⅰ又は教育実習Ⅱの実施時期について実習校の内諾が得られた時、速やかにその旨を教務課に届け出ること。
- (3) 実習校の内諾を得て、学長が実習校に対して教育実習依頼を行い、その受託が確認された時に決定する。

5. 教育実習のための提出書類

- ・大学へ提出するもの
実習前に提出するもの：教育実習申請書（教育実習実施の前年）
実習後に提出するもの：実習日誌（指定のもの）

6. 教育実習の実施

- (1) 教育実習（Ⅰ及びⅡ）を行う者は、事前に教育実習指導（教育実習に係る事前の指導）を受講しなければならない。
- (2) 教育実習の方法は、中学高校コース及び高校コース

別に、次のいずれかの方法で行う。

【中学高校コース】

1. 教育実習Ⅰ及び教育実習Ⅱを4年次に4週間連続して行う。
2. 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ（一部）を4年次に3週間行い、その後、実習校の夏休み又は冬休みの期間中の課外活動に、教育実習Ⅱ（一部）を行う。

【高校コース】

1. 教育実習Ⅰを4年次に2週間連続して行う。
- (3) 教育実習Ⅰ及び教育実習Ⅱのそれぞれの実施時期が決定した時、速やかにその旨を教務課に届け出ること。

7. 教育実習を行う時の注意

- (1) 実習生は、実習校の教育実習心得を遵守すること。
- (2) 実習生は、実習校の教育方針をよく理解して、一人よがりの考え方や行動は厳に慎むこと。
- (3) 実習生は、実習校の教育現場に則し、大学における専門科目と教職課程で修得した知識・教育技術を基にして意欲的な実習に取り組むこと。
- (4) 教育実習は、学校教育のあらゆる面に関する実習であるから、授業の実習だけでなく、学校の全般的な事柄について理解を得るように努力すること。
- (5) 実習期間中に不測の事態が生じたときは、速やかに実習校の指導教員及び本学の教務課に事由を連絡すること。
- (6) 実習生は、実習終了後、教育実習に関する評価（教育実習成績評価表）がなるべく早く本学宛送付されるよう実習校に依頼すること。

介護等体験について

免許法の改正により、1998年4月から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与の条件として、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）（2日間）及び社会福祉施設における介護等の体験（5日間）が義務づけられました。

1. 介護等体験とは

この法律の趣旨は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者や高齢者等に対する介護、介助、これらの人達との交流等の体験を行わせることを目的としている。

2. 介護等体験の内容

介護等体験は、「障害者や高齢者等に対する介護、介助、これらの人達との交流体験」であるが、さらには「介